

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第二十二号

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十六条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。